

府内の精神科病院における虐待の状況について

- 京都府では、令和 6 年度の府内の精神科病院（京都市内除く）での業務従事者による障害者虐待の状況をとりとめましたので、お知らせします。
- 虐待の事実を認定した事案はありませんでした。

1 業務従事者による障害者虐待の状況

○通報・届出・相談件数：37 件

虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した者からの通報・相談：8 件
虐待を受けた精神障害者からの届出・相談：29 件

○虐待の事実を認定した件数：0 件

2 京都府内（京都市内を除く）の精神科病院における虐待通報窓口

京都府精神保健福祉総合センター 相談指導課

住所：〒612-8416 京都市伏見区竹田流池町 120

電話：075-641-1810

受付時間：平日 8 時 30 分～12 時、13 時～17 時 15 分（年末年始を除く）

参考：精神科病院での業務従事者による障害者虐待の状況について

令和 4 年に改正された精神保健及び精神障害者福祉に関する法律において、精神科病院における虐待の防止に関する規定が新設。令和 6 年 4 月 1 日に施行。

（主な改正点）

- ・精神科病院の業務従事者による虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した者に速やかに都道府県等への通報を義務付け
- ・都道府県等は、精神科病院の業務従事者による虐待状況等を毎年度公表
※今年度が初めての公表
- ・虐待の事実を認定した都道府県は改善計画の提出等を求めることができる